

災害警戒区域等の概要

1 国又は県が指定するもの

	洪水浸水想定区域
根拠法令等	水防法第 14 条
指定する者	国土交通大臣 神奈川県知事
所管部署	国：国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 県：県土整備局河川下水道部河港課
本市関連部署	防災・危機管理統括本部地域防災課
説 明	一、二級河川において、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。 (注) 洪水浸水想定区域は、小さな川の氾濫等を考慮していません。

2 県が指定するもの

	急傾斜地崩壊 危険区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別 警戒区域	高潮浸水想定区域
根 拠 法 令 等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号。以下「急傾斜地法」という。）第 3 条	土砂災害防止法第 7 条及び第 9 条		水防法第 14 条の 3
指 定 す る 者	神奈川県知事			
所 管 部 署	県土整備局 河川下水道部 砂防課			県土整備局 河川 下水道部河港課
本 市 関 連 部 署	建築局企画部建築防災課			港湾局政策調整課 みどり環境局農政推進課
説 明	崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が 30 度以上、高さが 5m 以上、保全人家 5 戸以上である土地）で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれがあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域です。	急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（イエローゾーン）として政令で定める基準に該当するものです。	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域（レッドゾーン）として政令で定める基準に該当するものです。	水位周知海岸※において、想定し得る最大規模の高潮により氾濫した場合に浸水が想定される区域です。 ※ 水防法第 13 条の 3 に基づき、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして都道府県知事が指定した海岸

3 本市が指定するもの

	雨水出水浸水想定区域
根拠法令	水防法第 14 条の 2
指定する者	横浜市長
主管局	下水道河川局
関係局	防災・危機管理統括本部
説明	当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあっては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
事前調査	・ 水位周知下水道の指定に向けた、雨水出水特別警戒水位、水位観測所等の検討 ・ 水防法第 14 条の 2 に定められた施設において、浸水が想定される区域、水深、浸水継続時間、主要な地点の一定の時間ごとの水深の変化
関係機関への通知	警戒区域の想定又は修正が行われた場合、主管する局長は、当該警戒区域を管轄する区役所（土木事務所を含む。）、消防署、警察署その他状況に応じて必要と認める機関へ、それぞれの機関の必要とする事項を通知します。

（参考） 浸水被害軽減地区

水防法第 15 条の 6 に基づき、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる地域。

※ 令和 2 年 10 月現在、本市において、想定される土地がないため、浸水被害軽減地区として指定された区域はありません。